

第60回（令和7年度第2回）総会

令和7年11月17日（月）

一般社団法人 全国過疎地域連盟

目 次

1	第60回（令和7年度第2回）総会次第	1
2	役員を選任について	3
3	令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に関する 決議・要望について	7
4	要請活動方法について	43

一般社団法人全国過疎地域連盟
第60回（令和7年度第2回）総会次第

日 時 令和7年11月17日（月）12:00～
場 所 日本消防会館 ニッショーホール

- 1 開会の辞
- 2 会長挨拶
- 3 来賓祝辞
- 4 来賓紹介
- 5 議 案
 - 第1号議案 役員を選任について
 - 第2号議案 令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議・要望について
 - 第3号議案 要請活動方法について
- 6 閉会の辞

第1号議案

役員を選任について

役員を選任について

役員が辞任に伴う後任の役員を次のとおり選任する。

なお、任期は一般社団法人全国過疎地域連盟定款第24条第3項の規定に基づき、令和8年6月定時社員総会終結の時までである。

(敬称略)

区 分	氏 名	職 名
理事・会長 (代表理事)	濱田 省司	高知県知事
理事・副会長	池田 一	島根県議会議長
理事・副会長	石山 志保	福井県大野市長
理事・副会長	松野 唱平	千葉県長南町議会議長
理 事	伊藤 条一	北海道議会議長
理 事	星野 浄晋	静岡県西伊豆町長
理 事	田原 長一郎	愛知県豊根村議会議長
理 事	深澤 正志	全国町村会財政部長

【参考】定款（抄）（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、それぞれの前任者の残任期間とする。

【参 考】 一般社団法人 全国過疎地域連盟役員一覧 (敬称略)

令和7年度第2回理事会決議 (R7.7.1 現在)		
役員	氏名	職名
理事・会長 (代表理事)	阿部 守一	長野県知事
理事・副会長	内堀 雅雄	福島県知事
理事	鈴木 健一	全国知事会調査第一部長
理事・副会長	空	席
理事	空	席
理事	今関 安弘	全国都道府県議会議長会調査部長
理事・副会長	久保田章市	島根県浜田市市長
理事	内田 幹夫	新潟県魚沼市長
理事	平野 智也	全国市長会行政部長
理事・副会長	森藤 文男	岐阜県郡上市議会議長
理事	木村 清一	青森県五所川原市議会議長
理事	本橋 謙治	全国市議会議長会政務第一部長
理事・副会長	古口 達也	栃木県茂木町長
理事	空	席
理事	小野寺則博	全国町村会事務局次長
理事・副会長	畠田 勝廣	福岡県添田町議会議長
理事	中本 正廣	広島県安芸太田町議会議長
理事	鈴木 毅	全国町村議会議長会企画調整部長
理事	宮本 憲幸	北海道初山別村長
理事	山田 年伸	青森県大鰐町長
理事	高橋 邦芳	新潟県村上市長
理事	車谷 重高	奈良県天川村長
理事	青木 秀樹	岡山県西粟倉村長
理事	上田 泰弘	熊本県美里町長
理事	岡崎 昌之	法政大学名誉教授
理事・専務理事 (業務執行理事)	牧 慎太郎	全国過疎地域連盟専務理事
監事	丸山 達也	島根県知事
監事	佐藤 智	宮城県栗原市長
監事	鈴木 重男	岩手県葛巻町長



令和7年度第2回総会 (R7.11.17) ~ R8.6総会終結の時まで			
役員	氏名	職名	推薦母体等
理事・会長 (代表理事)	濱田 省司	高知県知事	全国知事会
理事・副会長	内堀 雅雄	福島県知事	
理事	鈴木 健一	全国知事会調査第一部長	
理事・副会長	池田 一	島根県議会議長	全国都道府県 議長会
理事	伊藤 条一	北海道議会議長	
理事	今関 安弘	全国都道府県議会議長会調査部長	
理事・副会長	石山 志保	福井県大野市長	全国市長会
理事	内田 幹夫	新潟県魚沼市長	
理事	平野 智也	全国市長会行政部長	
理事・副会長	森藤 文男	岐阜県郡上市議会議長	全国市議会 議長会
理事	木村 清一	青森県五所川原市議会議長	
理事	本橋 謙治	全国市議会議長会政務第一部長	
理事・副会長	古口 達也	栃木県茂木町長	
理事	星野 淨晋	静岡県西伊豆町長	全国町村会
理事	深澤 正志	全国町村会財政部長	
理事・副会長	松野 唱平	千葉県長南町議会議長	全国町村議会 議長会
理事	田原長一郎	愛知県豊根村議会議長	
理事	鈴木 毅	全国町村議会議長会企画調整部長	
理事	宮本 憲幸	北海道初山別村長	
理事	山田 年伸	青森県大鰐町長	
理事	高橋 邦芳	新潟県村上市長	ブティック推薦
理事	車谷 重高	奈良県天川村長	
理事	青木 秀樹	岡山県西粟倉村長	
理事	上田 泰弘	熊本県美里町長	
理事	岡崎 昌之	法政大学名誉教授	
理事・専務理事 (業務執行理事)	牧 慎太郎	全国過疎地域連盟専務理事	学識経験者
監事	丸山 達也	島根県知事	全国知事会
監事	佐藤 智	宮城県栗原市長	全国市長会
監事	鈴木 重男	岩手県葛巻町長	全国町村会

* 「朱書き」は、新たに選任される者

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

第2号議案

令和8年度過疎対策関係政府予算・施策
に関する決議・要望について

令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に 関する決議・要望について

令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議・要望については、
別添のとおりとする。

**令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に
関する決議・要望**

令和7年11月

一般社団法人 全国過疎地域連盟

令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議

令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域では多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、森林土壌の流出が引き起こす河川への土砂の流入・堆積による河床の上昇、河川の氾濫など、このままでは地域を維持できなくなるような危機的な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の普及により地方への移住が注目され、過疎地域が再評価されるなど、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きい。今後、国民のライフスタイルが多様化する中、過疎地域と都市部との新たな交流が生み出され、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

引き続き「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもと、過疎地域に指定された市町村等に対する総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、次の事項について特段の配慮を要請する。

記

- 1 地方交付税による財源保障機能の充実強化を図ること
- 2 過疎対策事業債の増額及び対象事業の拡充を図ること
- 3 地方創生のための財政支援の充実強化を図ること
- 4 過疎地域における人材の確保・育成と人口減少の克服を図ること
- 5 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を確立すること
- 6 過疎地域におけるデジタル化の推進とインフラ整備を図ること
- 7 地域資源を活用した産業の振興と新たな雇用を創出すること
- 8 集落対策と地域社会の活性化に対する支援を強化すること

以上、総意をもって決議する。

一般社団法人全国過疎地域連盟

令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に関する要望

目 次

1	過疎市町村の財政基盤の確立	1
2	地方創生と人口減少の克服	4
3	住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立	7
4	過疎地域におけるデジタル化の推進とインフラの整備	15
5	地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出	17
6	集落対策の促進と地域の活性化	20

1 過疎市町村の財政基盤の確立

地方交付税を充実し過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の増額を図ること

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方交付税による財源保障機能の更なる充実・強化を図ること。また、近年の物価高騰や人件費の上昇などから市町村財政は厳しさを増しているため、地方交付税の増額を図ること。
- (2) 道路整備事業に係る過疎対策事業債の対象要件を緩和し、集落内道路の整備を加えること。
- (3) 過疎対策事業債については、人件費や資材価格等の高騰により建設事業費が上昇する中で、厚生施設、交通通信施設、教育文化施設、産業振興施設の整備や老朽化等による学校、一般廃棄物処理施設等の大規模施設等における整備・更新が一層求められることから、さらに過疎対策事業債の必要性が増大すると考えられること等を踏まえ、引き続き過疎対策事業がより着実に実施できるよう、所要額の確保に向けたこれまで以上の大幅な増額を図ること。特に、令和6年能登半島地震の被災地の過疎市町村においては、産業振興や地域コミュニティの再建に向けた事業が行われることから、復興に必要な事業を確実に実施できるよう、被災地の実情を踏まえて必要額の確保を図ること。また、財政融資資金の借入手続きの簡素化を図ること。
- (4) 過疎対策事業債（ソフト分）については、財政基盤が脆弱な過疎市町村が持続的発展を図るために必要な地域の再生・活性化に有効なソフト事業を計画的に実施できるよう、発行限度額を引き上げるとともに、必要額の確保を図ること。
- (5) 過疎対策事業債については、近年の物価高騰や人件費の上昇などから市町村財政は厳しさを増しており、特定市町村の実情を踏まえて地域の持続的発展を図るために必要な事業が確実に実施できるよう、過去5年度分の発行実績に基づいて算出した基準額及び発行限度額の漸減率の緩

和の早急な対応を強く要望する。

- (6) 過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図るとともに、財政融資資金の償還期限の延長を図ること。
- (7) 防災・減災、国土強靱化のための対策を継続的・安定的に進めるため、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算・財源を通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに、第1次国土強靱化実施中期計画の初年度となる令和8年度は、経済情勢等を踏まえて令和7年度補正予算として速やかに措置するなど、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずることとし、防災拠点の整備など対象事業を拡大するとともに、令和7年度末に期限を迎える緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債の事業期間の更なる延長並びに財政措置を推進すること。また、国庫補助事業も起債対象とするよう要件緩和を図ること。さらに、公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業を推進するため、過疎対策事業債における公共施設マネジメント特別分を継続し、必要額を確保する等、必要な財政支援を講じること。加えて、技術系職員の不足に対する支援を強化すること。
- (8) 地方公共団体が老朽化の進む公共施設等を適正に管理していくため、老朽化が著しく耐震性能が低い公共施設については、災害時の倒壊等を防止する観点から、耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力確保の取組の充実強化を図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の事業期間の更なる延長や対象事業の拡充など、財政措置の充実強化を図ること。また、公共施設の集約化・複合化・広域化に伴い不要となった施設の除却等に対しても、公共施設等適正管理推進事業と同様に交付税措置のある地方債の対象とすること。
- (9) ゴルフ場利用税については、引き続き存続・堅持すること。
- (10) 消防団員報酬の基準額への対応に当たり、「実団員数」が「人口に基づく標準的な団員数」と大きく乖離する自治体については、財政措置を更に拡充すること。
- (11) 鉄道事業において、利用促進及びまちづくりに資する JR 所有の鉄道施設・設備整備及び自治体が所有・管理する駅舎等の設備整備についても過疎対策事業債の対象に追加すること。

- (12) ふるさと納税制度について、過疎地域の自治体にとって貴重な財源確保の手段となっており、制度の見直し等を実施する場合、自治体の事務負担が増加しないよう配慮するとともに、自治体間の競争が公平な条件の下で行われるような制度運用を図ること。
- (13) 過疎地域外への施設整備について、当該過疎地域の相当数の住民利用が見込まれない場合においても、都市部への特産物販売施設の整備など、過疎地域の所得向上、地場産業の振興、都市との交流促進等に直結する事業については過疎対策事業債の対象とするなど、財政支援措置を講じること。
- (14) 地方公務員の給与については、民間の賃上げ等に伴う人件費の増加が引き続き見込まれていることを踏まえ、会計年度任用職員分を含めた必要額を地方財政計画の歳出に適切に計上し、一般財源の確保を図ること。

2 地方創生と人口減少の克服

過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化社会に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を積極的に推進すること

- (1) 地方において産業振興や定住施策をさらに推進していくために、地方創生に係る交付金や地方交付税措置の充実を図るなど国による総合的な財政支援を拡充・強化すること。
- (2) 地方創生を深化させるため、新しい地方経済・生活環境創生交付金について、地方が創意工夫しながら柔軟に活用できる継続的な制度とするため、更なる用途の拡充や取扱いの弾力化を進めるとともに交付要件の緩和及び事務手続きの簡素化を図ること。
- (3) 地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債における雇用創出特別分を継続し、必要額を確保する等、必要な財政支援を講じること。
- (4) 地方の経済的・財政的自立性を高めるため、過疎地域への移住者の増加、企業のサテライトオフィスの誘致等を進めるとともに、都市部との連携を図り、過疎地域の持続的発展に向けた取組を推進すること。また、移住とテレワーク・ワーケーション・サテライトオフィス拠点推進事業の充実を図ること。
- (5) 人口の減少している地域において、地域産業の担い手を確保することは極めて重要であり、特定地域づくり事業協同組合の設立や運営に対する支援を強化することにより、マルチワーカーの導入促進に努めること。
- (6) 地方創生を担う地域人材の育成において重要な役割を担う高等学校及び高等教育機関が、市町村、企業等と連携を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターを配置する制度の創設やコーディネーターの養成、地元根差した人材の育成強化に取り組むための財政措置を講じること。
- (7) 過疎地域の人口減少対策の一環として空き家の利活用事業を強化する

ため、空き家の活用（入居）後、やむを得ず退去となった場合においても、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の対象となるよう支援の対象を拡充するとともに、新築住宅への優遇措置を見直し、空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討すること。

- (8) 人口戦略会議から消滅可能性自治体が公表されたが、一自治体の努力だけで改善を図れるものではなく、国がこれまでの政策対応を検証し、少子化対策を国の施策として進めるとともに、自治体が存続するためにも、根本的な人口減少対策を講じること。また、過疎地域に居住する優位性を見出すための各種税負担を軽減するなどの措置を検討するとともに、地方への企業の立地や企業移転で、地方に企業を置くことに強いインセンティブが働く税制や、過疎地において進学から就職へつながるような、若者層の地方定着を促進する仕組みを構築すること。
- (9) 希望する全ての人々が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の環境整備のため、市町村が地域の実情に応じて行う結婚、妊娠から出産までの支援体制構築に係る財政支援の拡充や子どもの保育、教育に係る保護者の負担軽減策に対する更なる財政支援の充実を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金の拡充による地域における少子化対策の推進を図ること。
- (10) 地方において保育サービスを持続的に提供できるよう、他に通園可能な代替施設がなく、利用者の少ない保育施設等への支援を拡充するとともに、保育士の養成や処遇改善の充実及び離職防止・定着促進等総合的な対策を推進し、更なる保育士配置基準の見直しや保育補助員等の人員配置への支援措置による職場環境の改善など保育の担い手の確保に努めること。
- (11) こども医療費や学校給食費に関する制度については、都道府県、市町村により支援内容が異なる中、財政力の弱い地方の子どもも同じように支援を受けることができるよう、自治体の財政力によって格差が生じないように国として一律の制度を創設し、費用負担については全額国費で措置すること。
- (12) 地方において産業を振興し、都市との交流の促進等による地方創生を

進めること。また、災害時の代替ルートを確保するための高規格道路など社会資本の整備を進めること及びストック効果（整備効果）を高めることが必要であり、整備が遅れている地方のインフラ整備を推進し、安定した雇用の場を確保すること。

3 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立

医療介護の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境の整備等を広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること

- (1) 道路、下水道等全国水準より大きく後れている生活環境施設の整備及び既存施設の長寿命化を促進すること。また、過疎地域の多くは、急峻な山間部の山腹や谷沿いにあり、自然災害のリスクが高いため、住民のライフラインを守る迂回路等による道路ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 医師・看護師等の確保・養成、過疎地域における持続可能な医療提供体制の整備、医療法に基づく医師及び看護師等の人員配置標準の緩和を図るとともに、処遇改善や人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。特に産科医や小児科医、麻酔科医の確保を早急にかつ強力に推進するとともに、周産期及び小児医療の体系的な整備を推進すること。併せて、各自治体の取組に対し、十分な財政支援を講じること。また、国が示した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関する施策の実施に当たっては、医師の働き方改革による影響を含めた地域の医療の実態を十分に踏まえて、真に必要な支援を行うこと。
- (3) 遠隔医療システム等情報連携システムや多目的医療用ヘリコプターの整備、へき地医療拠点病院等の整備などへの財政的支援と人的支援を行い、過疎地域の医療を持続可能な体制とすること。また、遠隔医療システム等情報連携システムを用いた医療従事者間で行うオンラインコンサルテーション等についても診療報酬の対象とし、過疎地域の現状への対応や今後の医療 DX の推進については、必要な支援策を講じること。
- (4) 新興感染症患者等の救急搬送体制については、中山間地域・離島等が多い過疎地域の実情を踏まえて支援すること。
- (5) 二次救急の維持や在宅医療の確保に必要な経費に対する支援措置を拡

充すること。

- (6) 人口が減少する過疎地域においても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するため、訪問看護・介護、通所介護、訪問診療等のサービスの整備を図ること。また、過疎地域において、介護保険の在宅サービス等を実施する事業者が安定した経営を継続できるよう、地理的な条件による実態を十分反映するため介護報酬について移動時間などを考慮した報酬上の評価の仕組みを設けるなど、地域の実情に応じた新たな支援策を構築すること。加えて、過疎地域で人材を確保するにはさらなる処遇改善が必要であるため、同報酬の見直しを行うこと。これらを含め過疎地域での介護事業者の経営安定、維持や多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に進めること。
- (7) 過疎地域の医療の確保に向け、過疎地域の地域事情により一つの自治体が医療施設等の建替えや改修を行わなければならない実情にある場合、また、民間病院が公的病院の役割を果たし、その運営維持のために自治体が多額の助成を行わなければならない場合、財政基盤が脆弱なことから負担は大きく、更なる財政措置を講じること。加えて、不採算地区の実態を十分に反映した診療報酬の見直しや遠方の医療機関へ受診するためのアクセス支援など、地域医療の経営安定化に向けた措置を講じること。
- (8) 外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。
- (9) 介護報酬の特別地域加算の対象となる厚生労働大臣が定める地域は、3年ごとの介護報酬改定時に見直しが行われているが、小規模事業所の新規立地等が予定されているエリアについては柔軟に対応し、小規模事業者の経営が維持できるよう措置を講じること。
- (10) 地域医療を確保するために不採算部門を抱える自治体病院に対し、経営の安定化を図るため、物価高や賃上げ等を踏まえた一層の財政措置を講じること。
- (11) 住民の生活に欠かせない重要なインフラである生活交通を確保するた

め、バス・鉄道・タクシー・航路等の地域交通の維持・確保に要する経費の支援措置を強化するとともに、交通機関に係る規制を地域の実情を踏まえて見直すこと。特に、バス運転士等の確保・養成に取り組むための財政措置を強化するとともに、過疎地域において地方自治体が実施するデマンド型乗合タクシーや住民ドライバーによる共助交通の運営、タクシー利用料金の助成、地方鉄道の車両検査等に対して、特別交付税等の財政支援をすること。また、MaaS等の新たなモビリティサービスの実現と普及に積極的に取り組むとともに、ライドシェアの実施など市町村の取組の支援を継続し、充実強化を図ること。

- (12) 離島航路・航空路の維持存続のため助成制度の拡充を図るとともに、離島の経済活性化を推進するため、離島航路・航空路の特殊性に鑑み、運賃の低廉化と地域住民の要望に対応した便数の確保による利便性向上を図るほか、生活物資及び燃料の輸送に係る支援制度を拡充すること。また、離島航路における船員不足解消に資する支援施策を講じること。
- (13) 離島航路の就航船舶が事故等で運休となる場合、非常時の臨機に対応した代船の確保や船舶の修繕などへの財政支援を図ること。
- (14) 地域の鉄道を維持するための取組に対し十分な支援を行うとともに、運行計画の変更や廃止の手続き、代替交通手段への転換の可否については、関係する地方自治体の意見を反映できるよう、再構築協議会制度の適切な運用や財政支援を行うこと。また、災害により被災した鉄道の早期運行再開に向け、十分な支援を行うこと。
- (15) 過疎地域における買物弱者対策や高齢者等の移動対策は関係省庁が各種施策について連携し、住民の日常生活に対する支援措置を強化すること。また、過疎地域の実情に即して、生活基盤の安定充実、地域経済の活性化が図られるよう、商業施設の誘致や整備に係る自治体の各種取組について、積極的な財政支援を講じること。
- (16) 過疎地域の雇用確保を目的として市町村が行う企業用地造成事業、企業誘致を促進するための関係施設の整備等や企業が行う居住施設の確保等への支援措置を講じること。
- (17) 小規模校における教育水準を確保するため、ICTを活用した教育も含

め、地域に応じた学級編制基準の見直しと教職員等の配置の拡充、複式学級の解消などに必要な措置を図ること。

- (18) GIGA スクール構想により、過疎地域においても学校の ICT 環境は整備されているが、機器の維持管理・更新等についても必要な支援措置を継続・拡充すること。特に端末機器の更新にあたっては、実勢価格に応じた必要経費を算定すること。
- (19) 遠距離通学や離島留学等により寄宿舎生活を送る児童生徒の家庭の経済的負担軽減のため、スクールバス運営に対する支援、通学費・居住費の支援等の拡充を図ること。さらに、スクールバス購入に対する補助額の引き上げや補助対象外児童生徒の乗車に係る補助要件の緩和並びにスクールバスで対応できない過疎地域（運行路線に乗車対象者が少ない地域や大型自動車免許取得者の減少によりスクールバス運転員の確保が困難な地域）のタクシー利用などの対応策を検討するとともに、財政支援の充実を図ること。また、農山漁村留学等を通じ、子どもたちが農山漁村等の自然豊かな地域に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業体験活動、地域の伝統文化に触れる体験活動等を通じ、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解を深める施策の検討を図ること。加えて、過疎地域における持続可能な地域社会の実現に向け、小中高校へ県外児童生徒受け入れに向けた体制整備のための各種財政支援を講じること。
- (20) 地方において、放課後児童健全育成事業を持続的に提供できるよう、安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。
- (21) 特別支援の必要な児童の放課後児童育成について、福祉施設等へ委託する市町村への財政措置を図ること。
- (22) 中学校で行われる休日の部活動の地域展開については、全国一律に拙速に進めることのないよう市町村の意見を十分踏まえるとともに、専門性や資質を有する指導者の人材確保や受け皿となる組織・施設の整備が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。

- (23) 給油所は、自家用車や農業用機械への給油のほか、移動手段を持たない高齢者等への灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、過疎地域における給油所の地下貯蔵タンクの改修、簡易計量器の設置等に係る申請資格、補助対象及び補助率の拡大を図るとともに、運営に係る補助制度を設けたり、セルフスタンド設置の規制を緩和するなど、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じるとともに、携行缶等により自家用車へ自らガソリンを給油する場合の安全対策等を検討すること。また、公設民営型による給油所整備など、持続可能な地域社会を維持する上で不可欠な事業を過疎対策事業債の対象に含めること。
- (24) 郵政民営化後、過疎地域における簡易郵便局の一部が閉鎖されているが、住民生活の利便性を確保するため、郵便局の各種サービスを維持すること。
- (25) 能登半島地震を教訓として、住民を災害から守るため、治山・治水事業、砂防関係事業、ため池等整備事業、津波・高潮対策としての海岸事業を推進するとともに、災害・事故発生時等の緊急連絡体制の整備、住民の避難施設や災害対策本部の拠点となる庁舎・学校・消防庁舎、さらに上下水道施設や一般廃棄物処理施設などの重要な生活基盤施設などの強靱化、インフラ（幹線交通網及び集落が点在する地域への生活道路他）の早期復旧やアクセスの改善に対する財政支援を強化すること。
- (26) 地震による大被害が発生した際、上水道及び下水道施設等の被災により、飲料水等の確保やトイレの使用が不能になることが予想されることから、浄水施設・設備や生活用水供給又は再利用施設・設備、トイレ等の確保を集落ごとに整備あるいは地域で統合・集中運用できる方策を講じること。
- (27) 被災建物の公費解体制度においては、国の補助事業の対象とならない半壊家屋等の解体について、特定非常災害に限らず、国の補助事業の支援対象とすること。
- (28) 被災した公共施設の解体・建替・修繕等は、被災自治体に大きな財政負担となることから、補助・直轄災害復旧事業債の対象を拡充するなど、

支援を求める自治体の実態に即した財政措置の充実を図ること。

- (29) 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理費用や処理施設の確保については、被災市町村の負担とならないよう、財政措置を含めた万全の支援措置を講じること。
- (30) 災害が発生した際に、被災地に所在する公立病院を含む医療機関が必要な医療提供体制を維持できるよう、医療機関の運営継続に対する必要な支援を行うこと。
- (31) 地籍調査が完了していないことで、地震、津波、地すべりなど大規模な自然災害が発生した場合は、土地の形状変化により元の境界を正確に復元することが難しく迅速な復旧の妨げとなっている。また、土地所有者の高齢化により山林などの境界を知る者が少なくなっており、地籍調査を速やかに行うため、調査の加速化に向けた手続きの簡素化や調査に係る人員確保のための財政措置を講じること。
- (32) 過疎地域において、上水道・簡易水道・下水道事業・集落排水対策事業を将来にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携協力体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。
- さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じるとともに、高料金水道に対する財政措置を充実強化すること。加えて、公営水道事業以外の民営の「簡易水道組合」及び「専用水道組合」で行っている場合、組合員の高齢化や水源管理の困難、給水人口の減少及び給水量の減量により事業継続が困難になることから、事業要件の見直し又は財政支援を行うこと。更に、今後、人口増加の見込みが極めて低く給水人口100人以下となる場合は、国土交通大臣の許可がなくても飲料水供給施設へ格下げを行えるよう手続きの緩和を図ること。
- (33) 経営環境が厳しさを増している上水道・簡易水道・下水道事業・集落排水対策事業の公債費負担を軽減し将来にわたる経営の安定化に資するため、これらの事業に係る既往の公営企業債について、公営企業借換債（補償金免除繰上償還）制度を復活すること。

- (34) 過疎地域における上水道・下水道事業を安定的に継続していくため、維持管理経費のうち、過疎地域以外の団体との格差部分を解消するための新たな繰出基準の創設と、当該繰出に対する交付税措置による財政支援を実施すること。また、上下水道事業の高資本費対策の対象要件を緩和する等、資本費負担の軽減策を拡充すること。
- (35) 生活環境と自然環境の維持保全のため、小型合併処理浄化槽の修繕に対する支援制度を拡充すること。
- (36) 下水道施設の老朽化に伴う改築について、国による支援を継続するとともに、必要な予算措置を講じること。特に、管路施設の更新に対する技術的・財政的支援を強化すること。なお、国の要請に基づき特別に実施する下水道管路の調査・点検に要する経費については、全額国費負担とすること。
- (37) 過疎地域において、安全で快適な住民生活を保持する上で欠くことのできない最も重要な基盤施設のひとつであるごみ処理施設等の一般廃棄物処理施設の機能の維持を実現するため、多額の整備費用を伴う施設の修繕・更新について、諸物価高騰している中、安全かつ確実に推進できるように補助要件の緩和や補助率の引き上げ等を促進するとともに、ごみ処理施設の広域化や老朽化等により廃止となった施設の除去に係る財源措置を確保し、施設周辺住民が求める安心して住み続けられる環境整備を実現するため、必要額を確保すること。また、旧法における不適正最終処分場の廃止について、自治体の維持管理費用が膨大となっていることから、現行法で廃止できるよう一定期間の検査実績等により廃止を認めるなどの緩和措置を設けること。加えて、海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）対策については、埋め立て処理に伴う処理施設整備を支援対象とするなど、財源措置を充実すること。
- (38) なり手不足が深刻な民生委員・児童委員について、制度への理解向上に向け、国による啓発活動を行うとともに、負担軽減を図るため、国において活動の基準を定めること。また、民生委員・児童委員の職責及び業務量の増加に鑑み、活動費増額のための財政措置を講じること。
- (39) 都道府県等が事業主体となって行う過疎地域の道路関係事業に要する

支援措置を拡充すること。

- (40) 地方において、住民が愛着を持って住んでいる場所で安心して安全な日常生活を確保するため、交通安全につながる除草作業、支障木伐採及び繁茂抑制対策などの道路維持管理について、積極的な財政支援を講じること。
- (41) 大雪・台風等での倒木による孤立集落が発生する恐れがある区域について、発生を防止するため道路管理者が事前伐採を行えるよう財政支援措置の充実を図ること。
- (42) 大規模盛土造成地においては、滑動崩落の予防対策として、地方公共団体が変動予測調査を実施することで多額の費用が発生し、滑動崩落防止工事が必要な場合は多額の財政負担となる。財政基盤が脆弱な中山間地域の山間急傾斜地の自治体では他の自治体に比べ財政負担が大きくなる状況にあることから、補助率を引き上げるとともに財政支援措置を図ること。
- (43) 原発事故等の災害時において避難路となる幹線路の整備及び消融雪施設の整備・維持管理等、大規模な車両滞留を回避するための対策を推進すること。

4 過疎地域におけるデジタル化の推進とインフラの整備

過疎地域におけるデジタル化の推進とインフラ整備等を推進し、過疎地域の課題解決や活性化に向けた取組を促進すること

- (1) 地方創生 2.0 基本構想の推進の下、過疎地域においても光ファイバや 5G 基地局等、デジタル基盤の早急な整備等を推進し、過疎地域の課題解決や活性化に向け、5G、IoT、AI 等の革新的な情報通信技術を活用した新たな取組に対し、必要な規制緩和を実施するとともに、財政支援措置を強化すること。
- (2) 地域社会のデジタル化を推進するため、地域デジタル社会推進費を継続するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、デジタル実装型について、要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図ること。あわせて、自治体 DX を着実に推進していくため一層の継続的な財政支援を講じること。
- (3) 光ファイバ等の整備を促進するため、過疎対策事業債における光ファイバ等整備特別分を継続し、運営や維持・更新についても必要額を確保する等、必要な財政支援措置を講じるとともに、施設の払下げ等を行っても残存する伝送路などについての維持管理に対し財政的な支援を行うこと。また、無線や衛星通信を利用したブロードバンド整備について、技術的・財政的な支援並びに人材の支援を講じること。
- (4) 地上デジタル放送移行から 10 年以上が経過し、送受信機器は対応年数を超え、機器の更新が必須となっていることから、共聴施設や自治体所有のテレビ中継局等の更新及び維持管理について、地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業における省電力化基準の緩和及び事業実施年数の延長、地デジ更新に特化した新たな補助メニューの創設等による財政負担の軽減など財政支援措置を拡充するとともに、地上デジタル難視聴地域において自主共聴組合等で運営するケーブルテレビ事業等の運営が難しいところでは、民間テレビサービスへのスムーズな移行が行えるよう支援を行うほか、利用者の要望を聞くとともに、利用者が要望するプランの創設を図るよう民間テレビサービスへ働きかけること。また、

独自に設備更新を行う場合、自主共聴組合へ国から直接支援措置を講じること。

- (5) 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化するとともに、過疎地域の携帯電話通信ネットワークの整備について、携帯電話基地局の設置を行う事業者への財政支援を拡充し、それでも不採算な地域における携帯不感エリアを解消する方策を国において検討を行い、事業者への財政支援を拡充すること。
- (6) 過疎地域におけるデジタル化を推進するにあたり、専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた更なる人的支援を行うこと。
- (7) 過疎地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じること。また、過疎地域が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい過疎地域の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うとともに、デジタル活用支援推進事業が令和7年度終了後も過疎地域における高齢者等のリテラシー向上のための対策を講じること。
- (8) 地方公共団体情報システムの標準準拠システム利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する経費について、令和8年度以降の運用経費が増加することが見込まれることから、現行の運用コストよりも負担増とならないようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を講じること。

5 地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出

農地の利用、森林の管理、漁業の振興、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等過疎地域の環境と特性を活かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること

- (1) 過疎地域の所得向上を図るため、収益性の高い農産物の生産等に資する基盤整備、販売等に資する施設整備等に対し継続的に支援を行うとともに、過疎地域の農業振興と適正な農地保全のため、農業の担い手の確保対策を強化すること。
- (2) 農業の持続的な発展や担い手への農地集積・集約を促進するため、農地や農業用施設の整備補修に対して過疎地域の実情に合わせて支援措置を拡充すること。
- (3) 食料安全保障の観点から農地の総量確保に向けた措置が強化されたことも踏まえ、遊休農地の発生を防止するための支援制度を充実し、遊休農地を有効に再生・利用する取組に対する支援措置を強化すること。また、農地等の保全管理に有効な多面的機能支払交付金について、施設の長寿命化にかかる工事要件を緩和すること。なお、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の両交付金は予算不足を起こすことがないように要望額に応じた必要な予算を確保するとともに、生産条件の不利性が適正に是正される等、地域の実態をふまえた制度に見直すこと。併せて、両制度とも事務担当者の減少や高齢化を考慮した手続きの簡素化等、地域が活用しやすい制度とするよう、交付金遡及返還措置を撤廃すること。
- (4) 間伐や路網整備、主伐後の再造林等の森林整備や木材生産の一体的な推進及び林業の担い手の確保等についての制度並びに財政措置の充実強化を図るとともに、国産材使用の住宅建設等を積極的に進めるため、国税及び地方税において大幅な軽減措置を講じること。
- (5) 漁村の活性化を図るため、漁港・漁場整備の促進、漂流ゴミ対策を通じた漁場環境の保全、適切な資源管理と栽培漁業の推進、養殖業の振興、

担い手の確保、内水面漁業の振興を図るための河川・湖沼環境保全の取組等への支援措置を強化すること。

- (6) 過疎地域の豊かな自然、歴史・文化、特産品などの地域資源を活かした観光及び地場産業の振興、交流人口の拡大を図るための施策への支援措置を講じること。
- (7) 過疎地域の鳥獣被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲等や農地への侵入防止等の被害防止対策、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備、運営等に対する支援を拡充・強化するとともに、地域に密着した鳥獣被害対策を行うための専門的な人材育成制度の整備や捕獲従事者の負担軽減など、担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。
- (8) 脱炭素化、地域循環型社会の形成のため、再生可能エネルギーの利用促進や地産地消等の取組に対し支援を行うとともに、発電した電気の送電環境の改善、発電施設の長寿命化対策のほか、事業終了後の設備撤去・処分などの廃止後の措置について、事業計画策定ガイドラインに基づき、地元の負担とならないよう支援の拡充を図ること。また、脱炭素化に資する事業に活用可能な地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、申請要件が増加し申請の足枷となっているため、要件緩和を講じるとともに、公共施設における省エネ設備の更新への支援措置を充実させること。
- (9) 誘致企業に対する各種助成制度のほか、既存の中小企業の事業再構築やデジタル化・DX 推進の取組への支援措置を講じるとともに、税制等の優遇措置について「みなし過疎地域」のある市町村全体を対象とすること。また、過疎地域における地方税の減収補填措置について、地方進出が期待できる電気業及びガス業等、技術サービス業や機械修理業等の GX 産業についても業種の対象にするなど制度の拡充を図るとともに、地域の活性化につながるホテル誘致において、アセットライト方式で運営されるホテルを所有する事業者についても、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種に追加すること。
- (10) 担い手不足や後継者不足が深刻な農林水産分野等における人材確保のため、外国人材の受け入れ環境の整備及び定着のための支援措置を講じること。また、新規就農者の経営開始時の負担軽減に向け、要件の緩和

や必要な予算を確保するとともに、地域によって支援に差が生じることがないように、地方の財政負担をなくすこと。

- (11) 世界的な資源高に伴い、食料品をはじめ、エネルギー、資材の値上げが続いていることから、国民の生活を守るための対策の強化・充実を図ること。
- (12) 農業生産に必要な肥料・飼料・燃料など資材の高騰により、生産者の負担が増大していることから、営農を継続できるよう必要な対策を講じること。生乳や牛肉などの畜産物の需給緩和、飼料価格の高騰で厳しい経営環境が続く酪農家や畜産農家への支援措置をより充実させること。
- (13) 道の駅を過疎対策を含む社会課題解決の拠点機能を兼ね備えた新たな国土強靱化にも寄与する重要施設として早急な整備が行えるよう、改修や建て替えの再整備に特化した財政支援制度を創設すること。

6 集落対策の促進と地域の活性化

地域運営組織の形成などの集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進すること

- (1) 集落対策、都市との交流、移住・定住の促進、二地域居住者を含む関係人口の創出、人材の育成、生活交通確保、コミュニティ活動支援などの幅広いソフト事業に対する支援を強化すること。
- (2) 地域づくりを支援する地域おこし協力隊等外部からの人材誘致を含めた人材の積極的活用と集落の点検や地域おこしなどを行う集落支援員の活用、集落再編、地域運営組織の形成など集落対策を総合的に推進するための支援措置を拡充・強化すること。
- (3) 移住や定住の受け皿となる新規就労支援や空き家の改修・利活用、遊休施設の有効活用を促進するための支援措置を拡充・強化すること。
- (4) 過疎地域における農地について、定住促進等を図るため地域に見合った条件の下、宅地等への農地転用許可基準の規制緩和を図ること。
- (5) 地域住民の協力により管理されてきた里道・水路・ため池が、高齢化・過疎化に伴い、維持修繕が困難となってきたことに対して支援措置を講じること。
- (6) 地域コミュニティの中心となり、災害時の緊急避難場所でもある集会所の改修等に対する財政措置を拡充・強化すること。
- (7) 過疎地域の貴重な地域資源である文化財や自然等を引き継いでいくため、文化財等の保存・修理、活用・整備等に対する支援制度について、補助率の引上げや必要額を確保するほか、対象要件の緩和・拡充など充実させること。また、文化芸術活動等が継続的かつ安定的に行われるよう、文化芸術団体等に対し、十分な支援を講じること。
- (8) 集落ネットワークの形成など、過疎地域等の持続的発展を支援するための事業に対する財政措置を拡充・強化すること。
- (9) 地域の課題解決のための持続的な取組体制として、地域の住民が主体となった地域運営組織が多様な活動を行える制度を整備すること。

第3号議案

要請活動方法について

要請活動方法について

「令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議・要望」の実現を図るため、下記により要請活動を行うものとする。

記

- 1 本連盟の正副会長等役員は、関係国会議員等に要請するものとする。
- 2 本連盟の会員は、地元選出国会議員等に要請するものとする。
- 3 本連盟及び各都道府県支部等は、必要に応じ相互に連絡をとり、関係国会議員及び関係省庁に対し、適時、適切に強力な要請活動を行うものとする。

